

A stone arch bridge with a decorative railing, set in a lush garden with many ferns and trees. The bridge is made of grey stone and has a single large arch. The surrounding area is filled with greenery, including various types of ferns and trees.

# 史跡・旧跡

小石川後楽園

史跡は、歴史上の人間の諸活動において営まれた痕跡が残されたもの（土地。一般的に遺跡という。）の中で、国や都などの歴史の正しい理解に欠くことができず、かつ遺跡の規模や内容、遺存状況等が良いものを指定したものをいいます。

国・都・区市町村では、それぞれの地域ごとの歴史的背景や地域的な特色がありますので、必ずしも序列や優劣があるわけではありませんが、地域性・広域性などに応じて国や都道府県、区市町村などの指定があります。それぞれ国史跡、都指定史跡などといいます。

都では、平成18年3月現在、国史跡が44件（うち特別史跡3件）、都指定史跡が100件指定されています。特別史跡とは、重要文化財における国宝に匹敵するもので、史跡のなかでも特に重要なものが指定されます。旧浜離宮庭園、小石川後楽園、江戸城跡の3件が特別史跡に指定されています。旧浜離宮庭園（特別名勝・特別史跡）と小石川後楽園（特別史跡・特別名勝）は特別名勝にも指定されていて、“特・特”というダブル国宝指定のような超一級の庭園です。特別史跡と特別名勝のダブル指定は全国で7件しかない貴重なものです。

一口に史跡といってもその対象は様々です。国史跡を例にすると、上述の庭園の他、お墓では大塚先儒墓所・沢庵墓など、西ヶ原一里塚・志村一里塚や小仏関跡などの交通関係の史跡、八王子城跡や滝山城跡などの城館、亀甲山古墳や大森貝塚などの遺跡、武蔵国分寺跡などの寺院跡などがあります。最近では、玉川上水や府中熊野神社古墳などが指定されました。

指定の時期によってもその時代ごとの要請による指定の傾向があります。戦前では、儒学者や著名な発見者などの個人墓や当時新たに発見された敷石住居などの遺跡が史跡に指定されています。最近では、個人墓の指定は原則として行わず、中里貝塚など、発掘調査等により内容が明らかになった遺跡が指定されるようになってきています。

都の指定でも同じような傾向ですが、戦前に史跡指定されたものは昭和30年に都条例において「旧跡」とされたため、戦後に改めて史跡として指定されたものと旧跡の二種類の指定があります。旧跡は、重要な遺跡だが著しく原形が損なっているものや、著名な伝説地などが対象となります。旧跡の中には、屋敷跡や墓などの他、赤穂義士関係や幕末・維新の事跡地など多くの種類の遺跡があります。大石内蔵助が切腹した熊本細川藩邸があった大石良雄外十六人忠烈の跡や、かつて勝海舟と西郷隆盛が会談した場所とされる西郷・勝両氏会見地や南州海舟評議の処などがそうした遺跡です。また、将門塚や田宮稲荷神社跡（お岩さんの神社）などの著名な伝承地もあります。旧跡は234件ありますが、戦前の指定が多く、指定当時の状況と変わってしまったものや、指定根拠が不明確なものもあり、現在見直しを行っています。

都では今後も新たな重要遺跡の発見や遺跡の評価により重要性が認められたものを積極的に史跡指定して保護を図っていきたいと考えています。みなさんも、直に史跡に触れ、現地で史跡に指定されている背景を考えていただけたらと思います。